

指定難病などに関する支援制度

難病とは、発病の仕組みが明らかでなく、治療方法が確立していない希少な疾病で、長期にわたり療養を必要とするものを言います。

今回は、指定難病などに関する支援制度についてお知らせします。

難病の種類

指定難病

難病のうち、患者の置かれている状況から判断して、良質で適切な医療を受ける必要性が高いもので、

- 1 患者数が一定の人数より少ないこと
 - 2 客観的な診断基準が確立していること
- 両方に当てはまるもののうち、厚生労働大臣が指定した疾病です。現在、341疾病が対象です。

特定疾患

厚生労働省が指定する4疾患と、静岡県が独自に指定する2疾患です。そのほかに、先天性血液凝固因子障害などの治療研究事業もあります。

小児慢性特定疾病

小児慢性疾病のうち、治療が長期にわたり、高額な医療費の負担が続く疾病で、厚生労働大臣が指定した疾病です。現在、788疾病が対象です。

医療費の助成（県が認定・支給）

指定難病などの診断を受け、一定の基準を満たしている人は、医療受給者証の交付を受けると、医療費の一部が助成されます。受給者証の交付を受けるには、疾病ごとに認定基準があります。主治医と相談の上、富士保健所に申請してください。

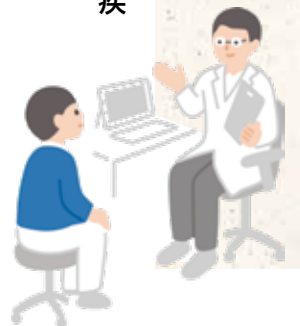
詳しくは、富士保健所に問い合わせるか、県ウェブ

サイトをご覧ください。

※「医療受給者証」のほか、「こども医療費受給者証」も交付されている場合、当該療養に要した保険診療分医療費の自己負担金は、こども医療費の払戻し対象です。



▲詳しくはこちら



問合せ／

- 「指定難病」「特定疾患」について
富士保健所 医療健康課 ☎(65)2659
- 「小児慢性特定疾病」について
富士保健所 福祉課 ☎(65)2647
- 「こども医療費」について
子育て給付課 ☎(55)2738

療養扶助費（市が支給）

対象／①④のいずれかの交付を受けた人

- ①「特定医療費（指定難病）受給者証」②「特定疾患医療受給者証」③「先天性血液凝固障害等医療受給者証」④「小児慢性特定疾病医療受給者証」

支給金額／
一律支給分 1万円（受給者証の有効期間内1回）
入院支給分

- ・1か月の入院日数が15日以上の場合、月に1万円
 - ・1か月の入院日数が14日以下の場合、月に5000円
- そのほか、訪問看護などの費用の一部を助成する「難病患者介護家族リフレッシュ事業」、車いす等の

購入費用の一部を助成する「小児慢性特定疾病日常生活用具給付事業」があります。

※難病患者も、身体障害者手帳の有無にかかわらず、必要と認められた障害福祉サービスを受けることができる場合があります。

問合せ／

- 「療養扶助費」「難病患者介護家族リフレッシュ事業」「小児慢性特定疾病日常生活用具給付事業」について
保健医療課 ☎(67)0260
- 「障害福祉サービス」について
障害福祉課 ☎(55)2761

富士市難病患者・家族連絡会

難病患者及び患者家族、賛助会員によって構成されています。難病患者と家族がよりよい生活を送るため、様々な活動により支援をしています。

活動内容／

- ・電話または、面接による相談（無料）
☎(64)9045

※秘密は厳守します。

とき／毎月第1・第3水曜日 10時

15時

ところ／フィランセ東館3階 福祉団体活動室

・難病患者総合相談会の開催、会員同士の交流及び他団体との交流、医療講演会の開催など

問合せ／富士市難病患者・家族連絡会事務局 ☎090(8737)7952